

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 2 0 年告示第 6 8 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 1 7 年規則第 3 9 号）第 1 0 5 条及び佐久市電子入札実施要綱（平成 2 8 年告示第 2 0 号）第 4 条の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 9 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工 事 名 （ 発 注 課 ）	令和 7 年度（繰越） 道路メンテナンス事業 瓜生橋 橋梁修繕工事 （ 建設部 道路建設課 ）
工 事 場 所	佐久市 望月 瓜生 地区
工 事 概 要	橋梁修繕工 L = 5 8 . 0 m W = 6 . 2 m 橋面防水工 L = 5 7 . 1 5 m W = 4 . 0 m A = 2 2 9 m ² 車道舗装工 L = 5 7 . 1 5 m W = 4 . 0 m A = 2 2 9 m ²
工 期	契約日から令和 9 年 3 月 17 日まで
備 考	佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業 種 ご と の 等 級 格 付	・とび・土工・コンクリート工事の登録があり、その等級格付が A ・ B 級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建 設 業 許 可 区 分	・とび・土工工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配 置 技 術 者 の 資 格 等	・建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・配置技術者は、原則として入札参加申請日以前 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本 店 等 の 所 在 地	・本店が佐久市内にあること。
(5) そ の 他	・建設業法第 27 条の 23 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年9月9日（水）から 入札日まで	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課（本庁4階）
入札参加申請受付	令和8年9月9日（水）から 令和8年9月14日（月）まで （最終日は電子入札システムが稼働している時間まで）	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第1号）」とする。
設計図書等 の入札手続	令和8年9月9日（水）から 入札日まで	・入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する 質問受付	令和8年9月10日（木）から 令和8年9月15日（火）まで （午前8時30分から 午後5時15分まで）	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること）。 ・発注課（建設部 道路建設課）へ持参又は電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和8年9月17日（木）以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入札書等の提出期限	令和8年9月18日（金） 午前8時30分から 令和8年9月29日（火） 午後5時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入 札書の提出期限	令和8年10月1日（木） 午後3時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入札開札日時・場所	令和8年10月1日（木） 午前8時30分から	・佐久市役所 7階 702会議室
落札者の決定等	・最低制限価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日（閉庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。	

入札参加資格確認申請書提出について (落札候補者)	- 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 「配置技術者決定届(様式第3号)」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧」(様式第6号)及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書(写し)」* 契約金額(税込)が、4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。 - 落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 - 入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所: 佐久市企画部契約課(本庁4階)
入札結果の公表	入札情報システム、佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

入札事項	- 入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 - やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 - 落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 - 詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
低入札価格調査制度	適用なし
最低制限価格	適用あり 佐久市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要綱(平成21年告示第97号)による。
入札保証金	免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	佐久市工事の前金払に関する取扱規程(平成17年訓令第56号)の規定による。
中間前払金	佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程(平成20年訓令第14号)の規定による。
部分払金	佐久市財務規則第138条の規定による。
債務負担行為	適用なし
入札の無効	佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程(平成17年訓令第54号)別記入札心得第8条の規定による。

5 入札金額の内訳書について(法改正<R7.12.12付け>に伴う内訳書記載内容の変更)

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第8条9項の取扱いとし「入札の無効(失格)」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

- ・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
- ・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

7 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267－62－3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市建設部道路建設課	（佐久市中込 3056 南棟）	TEL. 0267－62－3381（直通）

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 2 0 年告示第 6 8 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 1 7 年規則第 3 9 号）第 1 0 5 条及び佐久市電子入札実施要綱（平成 2 8 年告示第 2 0 号）第 4 条の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 9 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工 事 名 (発 注 課)	令和 8 年度 過疎対策事業 市道 6 6 - 5 号線 舗装補修工事 (建設部 道路建設課)
工 事 場 所	佐久市 協和 上合ノ沢 地区
工 事 概 要	舗装工 L = 1 2 0 m W = 5 . 8 0 ~ 7 . 5 0 m A = 8 2 1 m 2
工 期	契約日から令和 9 年 3 月 17 日まで
備 考	・佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。 ・一抜け方式を適用する（本工事を第 1 順位とする。）。 ≪対象工事≫ ①令和 8 年度 過疎対策事業 市道 6 6 - 5 号線 舗装補修工事 （佐久市 協和 上合ノ沢 地区） ②令和 8 年度 緊急自然災害防止対策事業 市道 3 9 - 1 号線 道路防災工事 （佐久市 安原 内堀 地区）

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。))に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・舗装工事の登録があり、その等級格付が A ・ B 級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・舗装工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	・建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・配置技術者は、原則として入札参加申請日以前 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・入札参加資格要件（1）において、等級格付が A 級の者は、本店が佐久市内にあること。また、B 級の者は、本店が佐久市内にあり、かつ有資格者名簿の地区情報において市北部地区（浅間・東・浅科・望月）として登録されていること。

(5) そ の 他	・建設業法第 27 条の 23 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。
-----------	--

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設 計 図 書 等 の 閲 覧	令和 8 年 9 月 9 日（水）から 入 札 日 ま で	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課 (本庁 4 階)
入 札 参 加 申 請 受 付	令和 8 年 9 月 9 日（水）から 令和 8 年 9 月 14 日（月）まで (最終日は電子入札システムが稼働している時間まで)	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第 1 号）」とする。
設 計 図 書 等 の 入 手	令和 8 年 9 月 9 日（水）から 入 札 日 ま で	・入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する 質 問 受 付	令和 8 年 9 月 10 日（木）から 令和 8 年 9 月 15 日（火）まで (最終日は午後 5 時 15 分まで)	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること。）。) ・発注課（建設部 道路建設課）へ持参又は電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和 8 年 9 月 17 日（木）以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入札書等の提出期限	令和 8 年 9 月 18 日（金） 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 9 月 29 日（火） 午後 5 時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入 札 書 の 提 出 期 限	令和 8 年 10 月 1 日（木） 午後 3 時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入札開札日時・場所	令和 8 年 10 月 1 日（木） 午前 8 時 30 分から	・佐久市役所 7 階 702 会議室
落 札 者 の 決 定 等	・失格基準価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者 1 人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して 2 日(閉庁日の場合はその翌日)以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。	

入札参加資格確認申請書提出について (落札候補者)	- 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 「配置技術者決定届(様式第3号)」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧(様式第6号)」及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書(写し)」* 契約金額(税込)が、4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。 - 落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 - 入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所: 佐久市企画部契約課(本庁4階)
入札結果の公表	入札情報システム、佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

入札事項	- 入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 - やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 - 落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 - 詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
低入札価格調査制度	適用なし
失格基準価格	適用あり 佐久市建設工事等の入札における失格基準価格制度実施要綱(平成24年告示第107号)による。
入札保証金	免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	佐久市工事の前金払に関する取扱規程(平成17年訓令第56号)の規定による。
中間前払金	佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程(平成20年訓令第14号)の規定による。
部分払金	佐久市財務規則第138条の規定による。
債務負担行為	適用なし
入札の無効	佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程(平成17年訓令第54号)別記入札心得第8条の規定による。

5 入札金額の内訳書について(法改正<R7.12.12付け>に伴う内訳書記載内容の変更)

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第8条9項の取扱いとし「入札の無効(失格)」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

- ・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
- ・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

・本工事の入札は一抜け方式を適用し、対象工事、入札順序及び落札決定順位は、下記一覧表のとおりとし、取扱いは次のとおりとします。

- (1) 先順位の工事で落札候補者となった場合、入札した次順位以降の対象工事の入札書は、無効とします。
- (2) 一抜け方式の対象工事のうち、先順位の入札において落札（候補）者がいない場合、又は中止となった場合であっても、次順位以降の入札は執行します。
- (3) 一抜け方式の対象工事のうち、一部の入札において設計価格に修正を要する不備が判明し、入札を中止又は取り止めた場合であっても、その他の入札については、そのまま事務を進めます。
- (4) 一抜け方式による当初入札において、落札（候補）者がなく、又は中止等となったことにより再度入札を行う場合は、当初入札における一抜け方式対象工事を対象とした一抜け方式を採用します。この場合は、当初の一抜け方式対象工事の落札者は、再度入札に参加できません。

一抜け方式対象工事一覧表

入札順序及び 落札決定順位	工事名	工事場所
第1順位	令和8年度 過疎対策事業 市道66-5号線 舗装補修工事	佐久市 協和 上合ノ沢 地区
第2順位	令和8年度 緊急自然災害防止対策事業 市道39-1号線 道路防災工事	佐久市 安原 内堀 地区

6 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課 （佐久市中込 3056）	TEL. 0267-62-3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市建設部道路建設課 （佐久市中込 3056 南棟）	TEL. 0267-62-3381（直通）

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 2 0 年告示第 6 8 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 1 7 年規則第 3 9 号）第 1 0 5 条及び佐久市電子入札実施要綱（平成 2 8 年告示第 2 0 号）第 4 条の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 9 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象修繕

修 繕 名 （ 発 注 課 ）	令和 8 年度 佐久市学校給食北部センター蒸気配管更新修繕 （ 学校教育課 学校給食課 ）
修 繕 箇 所	佐久市長土呂 6 4－2 2
修 繕 概 要	蒸気配管更新修繕一式
履 行 期 間	契約日から令和 9 年 3 月 30 日まで
備 考	・ 佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。 ・ 建設業法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 7 3 号）第 5 条の 9 に基づき、見積り期間を短縮している。

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記修繕の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。))に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・ 管工事の登録があり、その等級格付が A 級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・ 管工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	・ 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・ 配置技術者は、原則として入札参加申請日以前 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・ その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・ 本店が佐久市内にあること。
(5) その他	・ 建設業法第 27 条の 23 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・ 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年9月9日（水）から 入 札 日 ま で	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課（本庁4階）
入札参加申請受付	令和8年9月9日（水）から 令和8年9月10日（木）まで （最終日は電子入札システムが稼働している時間まで）	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第1号）」とする。
設計図書等 の 入 札 手 続	令和8年9月9日（水）から 入 札 日 ま で	・入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する 質 問 受 付	令和8年9月9日（水）から 令和8年9月10日（木）まで （午前8時30分から 午後5時15分まで）	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること）。 ・発注課（学校教育部 学校給食課）へ持参又は電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和8年9月11日（金）以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入札書等の提出期限	令和8年9月14日（月） 午前8時30分から 令和8年9月15日（火） 午後5時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入 札 書 の 提 出 期 限	令和8年9月17日（木） 午後3時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入札開札日時・場所	令和8年9月17日（木） 午前8時30分から	・佐久市役所 7階 702会議室
落 札 者 の 決 定 等	・予定価格の制限の範囲内で、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日（閉庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。	

入札参加資格確認申請書提出について (落札候補者)	- 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 「配置技術者決定届(様式第3号)」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧」(様式第6号)及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書(写し)」* 契約金額(税込)が、4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。 - 落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 - 入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所: 佐久市企画部契約課(本庁4階)
入札結果の公表	佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

入札事項	- 入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 - やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 - 落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 - 詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
低入札価格調査制度	適用なし
最低制限価格	適用なし
入札保証金	免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	適用なし
中間前払金	適用なし
部分払金	佐久市財務規則第138条の規定による。
債務負担行為	適用なし
入札の無効	佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程(平成17年訓令第54号)別記入札心得第8条の規定による。

5 その他の事項

- 佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
- 請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

6 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課（佐久市中込 3056）TEL. 0267－62－3084（直通）
修 繕 の 内 容	佐久市学校教育部学校給食課学校給食北部センター（佐久市長土呂 64-22）TEL. 0267－67－5694（直通）

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 2 0 年告示第 6 8 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 1 7 年規則第 3 9 号）第 1 0 5 条及び佐久市電子入札実施要綱（平成 2 8 年告示第 2 0 号）第 4 条の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 9 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工 事 名 （ 発 注 課 ）	令和 8 年度 佐久市立平根小学校プール槽塗装改修工事 （ 学校教育部 教育施設課 ）
工 事 場 所	佐久市上平尾 9 3 6
工 事 概 要	大・小プール槽塗膜撤去及び新規塗装工事一式
工 期	契約日から令和 9 年 1 月 29 日まで
備 考	佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・ 塗装工事の登録があり、その等級格付が A ・ B ・ C 級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・ 塗装工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	・ 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・ 配置技術者は、原則として入札参加申請日以前 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・ その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・ 本店が佐久市内にあること。
(5) その他	・ 建設業法第 27 条の 23 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・ 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年9月9日（水）から 入札日まで	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課（本庁4階）
入札参加申請受付	令和8年9月9日（水）から 令和8年9月14日（月）まで （最終日は電子入札システムが稼働している時間まで）	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第1号）」とする。
設計図書等 の入札手続	令和8年9月9日（水）から 入札日まで	・入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する 質問受付	令和8年9月10日（木）から 令和8年9月15日（火）まで （午前8時30分から 午後5時15分まで）	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること）。 ・発注課（学校教育部 教育施設課）へ持参又は電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和8年9月17日（木）以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入札書等の提出期限	令和8年9月18日（金） 午前8時30分から 令和8年9月29日（火） 午後5時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入 札書の提出期限	令和8年10月1日（木） 午後3時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入札開札日時・場所	令和8年10月1日（木） 午前8時30分から	・佐久市役所 7階 702会議室
落札者の決定等	・最低制限価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日（閉庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。	

入札参加資格確認申請書提出について (落札候補者)	- 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 「配置技術者決定届(様式第3号)」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧」(様式第6号)及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書(写し)」*契約金額(税込)が、4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。 - 落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 - 入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所:佐久市企画部契約課(本庁4階)
入札結果の公表	入札情報システム、佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

入札事項	- 入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 - やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 - 落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 - 詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
低入札価格調査制度	適用なし
最低制限価格	適用あり 佐久市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要綱(平成21年告示第97号)による。
入札保証金	免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	佐久市工事の前金払に関する取扱規程(平成17年訓令第56号)の規定による。
中間前払金	佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程(平成20年訓令第14号)の規定による。
部分払金	佐久市財務規則第138条の規定による。
債務負担行為	適用なし
入札の無効	佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程(平成17年訓令第54号)別記入札心得第8条の規定による。

5 入札金額の内訳書について(法改正<R7.12.12付け>に伴う内訳書記載内容の変更)

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第8条9項の取扱いとし「入札の無効(失格)」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

- ・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
- ・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

7 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課（佐久市中込 3056） TEL. 0267－62－3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市学校教育部教育施設課（佐久市中込 3056 南棟） TEL. 0267－62－3491（直通）

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 2 0 年告示第 6 8 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 1 7 年規則第 3 9 号）第 1 0 5 条及び佐久市電子入札実施要綱（平成 2 8 年告示第 2 0 号）第 4 条の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 9 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工 事 名 (発 注 課)	令和 8 年度 緊急自然災害防止対策事業 市道 3 9 - 1 号線 道路防災工事 (建設部 土木課)
工 事 場 所	佐久市 安原 内堀 地区
工 事 概 要	道路防災工事 舗装工 L = 1 0 0 . 0 m W = 5 . 0 0 ~ 6 . 2 0 m A = 5 8 8 m ²
工 期	契約日から令和 9 年 2 月 10 日まで
備 考	・佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。 ・一抜け方式を適用する（本工事を第 2 順位とする。）。 ≪対象工事≫ ①令和 8 年度 過疎対策事業 市道 6 6 - 5 号線 舗装補修工事 （佐久市 協和 上合ノ沢 地区） ②令和 8 年度 緊急自然災害防止対策事業 市道 3 9 - 1 号線 道路防災工事 （佐久市 安原 内堀 地区）

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。))に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・舗装工事の登録があり、その等級格付が A ・ B 級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・舗装工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	・建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・配置技術者は、原則として入札参加申請日以前 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・入札参加資格要件（1）において、等級格付が A 級の者は、本店が佐久市内にあること。また、B 級の者は、本店が佐久市内にあり、かつ有資格者名簿の地区情報において市北部地区（浅間・東・浅科・望月）として登録されていること。

(5) そ の 他	・建設業法第 27 条の 23 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。
-----------	--

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設 計 図 書 等 の 閲 覧	令和 8 年 9 月 9 日（水）から 入 札 日 ま で	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課（本庁 4 階）
入 札 参 加 申 請 受 付	令和 8 年 9 月 9 日（水）から 令和 8 年 9 月 14 日（月）まで （最終日は電子入札システムが稼働している時間まで）	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第 1 号）」とする。
設 計 図 書 等 の 入 手	令和 8 年 9 月 9 日（水）から 入 札 日 ま で	・入札情報システムよりダウンロードすること。
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問 受 付	令和 8 年 9 月 10 日（木）から 令和 8 年 9 月 15 日（火）まで （最終日は午後 5 時 15 分まで）	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること。）。。 ・発注課（建設部 土木課）へ持参又は電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和 8 年 9 月 17 日（木）以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入 札 書 等 の 提 出 期 限	令和 8 年 9 月 18 日（金） 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 9 月 29 日（火） 午後 5 時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入 札 書 の 提 出 期 限	令和 8 年 10 月 1 日（木） 午後 3 時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入 札 開 札 日 時 ・ 場 所	令和 8 年 10 月 1 日（木） 午前 8 時 30 分から	・佐久市役所 7 階 702 会議室
落 札 者 の 決 定 等	・失格基準価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者 1 人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して 2 日（閉庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。	

入札参加資格確認申請書提出について (落札候補者)	- 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 「配置技術者決定届(様式第3号)」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧(様式第6号)」及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書(写し)」* 契約金額(税込)が、4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。 - 落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 - 入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所: 佐久市企画部契約課(本庁4階)
入札結果の公表	入札情報システム、佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

入札事項	- 入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 - やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 - 落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 - 詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
低入札価格調査制度	適用なし
失格基準価格	適用あり 佐久市建設工事等の入札における失格基準価格制度実施要綱(平成24年告示第107号)による。
入札保証金	免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	佐久市工事の前金払に関する取扱規程(平成17年訓令第56号)の規定による。
中間前払金	佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程(平成20年訓令第14号)の規定による。
部分払金	佐久市財務規則第138条の規定による。
債務負担行為	適用なし
入札の無効	佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程(平成17年訓令第54号)別記入札心得第8条の規定による。

5 入札金額の内訳書について(法改正<R7.12.12付け>に伴う内訳書記載内容の変更)

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第8条9項の取扱いとし「入札の無効(失格)」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

- ・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
- ・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

・本工事の入札は一抜け方式を適用し、対象工事、入札順序及び落札決定順位は、下記一覧表のとおりとし、取扱いは次のとおりとします。

- (1) 先順位の工事で落札候補者となった場合、入札した次順位以降の対象工事の入札書は、無効とします。
- (2) 一抜け方式の対象工事のうち、先順位の入札において落札（候補）者がいない場合、又は中止となった場合であっても、次順位以降の入札は執行します。
- (3) 一抜け方式の対象工事のうち、一部の入札において設計価格に修正を要する不備が判明し、入札を中止又は取り止めた場合であっても、その他の入札については、そのまま事務を進めます。
- (4) 一抜け方式による当初入札において、落札（候補）者がなく、又は中止等となったことにより再度入札を行う場合は、当初入札における一抜け方式対象工事を対象とした一抜け方式を採用します。この場合は、当初の一抜け方式対象工事の落札者は、再度入札に参加できません。

一抜け方式対象工事一覧表

入札順序及び 落札決定順位	工事名	工事場所
第1順位	令和8年度 過疎対策事業 市道66-5号線 舗装補修工事	佐久市 協和 上合ノ沢 地区
第2順位	令和8年度 緊急自然災害防止対策事業 市道39-1号線 道路防災工事	佐久市 安原 内堀 地区

6 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課 （佐久市中込 3056）	TEL. 0267-62-3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市建設部土木課 （佐久市中込 3056 南棟）	TEL. 0267-62-3302（直通）

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 2 0 年告示第 6 8 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 1 7 年規則第 3 9 号）第 1 0 5 条及び佐久市電子入札実施要綱（平成 2 8 年告示第 2 0 号）第 4 条の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 9 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工 事 名 （ 発 注 課 ）	令和 8 年度 東中学校グラウンド夜間照明 L E D 化改修工事 （ 社会教育部 スポーツ課 ）
工 事 場 所	佐久市新子田 1 3 9 6 - 1
工 事 概 要	グラウンド夜間照明 L E D 化改修工事 7 基 （ 1 基 4 台 × 7 基 = 2 8 台 ）
工 期	契約日から令和 9 年 3 月 17 日まで
備 考	佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・電気工事の登録があり、その等級格付が A 級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・電気工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	・建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・配置技術者は、原則として入札参加申請日以前 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・本店が佐久市内にあること。
(5) その他	・建設業法第 27 条の 23 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年9月9日（水）から 入札日まで	・ 入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課（本庁4階）
入札参加申請受付	令和8年9月9日（水）から 令和8年9月14日（月）まで （最終日は電子入札システムが稼働している時間まで）	・ 電子入札システムにより提出のこと。 ・ 添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第1号）」とする。
設計図書等の 入札の手	令和8年9月9日（水）から 入札日まで	・ 入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する 質問受付	令和8年9月10日（木）から 令和8年9月15日（火）まで （午前8時30分から 午後5時15分まで）	・ 質問書様式は市ホームページからダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること）。 ・ 発注課（社会教育部 スポーツ課）へ持参又は電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和8年9月17日（木）以降	・ 発注課より入札情報システムにて回答する。
入札書等の提出期限	令和8年9月18日（金） 午前8時30分から 令和8年9月29日（火） 午後5時まで	・ 電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入 札書の提出期限	令和8年10月1日（木） 午後3時まで	・ 電子入札システムにより提出すること。
入札開札日時・場所	令和8年10月1日（木） 午前8時30分から	・ 佐久市役所 7階 702会議室
落札者の決定等	・ 最低制限価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならない。 ・ 失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・ 予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・ 落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・ 審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・ 落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日（閉庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。 ・ 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。	

入札参加資格確認申請書提出について (落札候補者)	- 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 「配置技術者決定届(様式第3号)」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧」(様式第6号)及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書(写し)」* 契約金額(税込)が、4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。 - 落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 - 入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所: 佐久市企画部契約課(本庁4階)
入札結果の公表	入札情報システム、佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

入札事項	- 入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 - やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 - 落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 - 詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
低入札価格調査制度	適用なし
最低制限価格	適用あり 佐久市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要綱(平成21年告示第97号)による。
入札保証金	免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	佐久市工事の前金払に関する取扱規程(平成17年訓令第56号)の規定による。
中間前払金	佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程(平成20年訓令第14号)の規定による。
部分払金	佐久市財務規則第138条の規定による。
債務負担行為	適用なし
入札の無効	佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程(平成17年訓令第54号)別記入札心得第8条の規定による。

5 入札金額の内訳書について(法改正<R7.12.12付け>に伴う内訳書記載内容の変更)

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第8条9項の取扱いとし「入札の無効(失格)」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

- ・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
- ・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

7 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267－62－3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市社会教育部スポーツ課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267－62－4004（直通）

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 2 0 年告示第 6 8 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 1 7 年規則第 3 9 号）第 1 0 5 条及び佐久市電子入札実施要綱（平成 2 8 年告示第 2 0 号）第 4 条の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 9 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工 事 名 （ 発 注 課 ）	令和 8 年度 臼田中学校グラウンド夜間照明 L E D 化改修工事 （ 社会教育部 スポーツ課 ）
工 事 場 所	佐久市下越 2 8 6 - 1
工 事 概 要	グラウンド夜間照明 L E D 化改修工事 5 基 （ 1 基 8 台 × 5 基 = 4 0 台 ）
工 期	契約日から令和 9 年 3 月 17 日まで
備 考	佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・ 電気工事の登録があり、その等級格付が A 級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・ 電気工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	・ 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・ 配置技術者は、原則として入札参加申請日以前 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・ その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・ 本店が佐久市内にあること。
(5) その他	・ 建設業法第 27 条の 23 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・ 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年9月9日（水）から 入札日まで	・ 入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課（本庁4階）
入札参加申請受付	令和8年9月9日（水）から 令和8年9月14日（月）まで （最終日は電子入札システムが稼働している時間まで）	・ 電子入札システムにより提出のこと。 ・ 添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第1号）」とする。
設計図書等の 入札の手	令和8年9月9日（水）から 入札日まで	・ 入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する 質問受付	令和8年9月10日（木）から 令和8年9月15日（火）まで （午前8時30分から 午後5時15分まで）	・ 質問書様式は市ホームページからダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること）。 ・ 発注課（社会教育部 スポーツ課）へ持参又は電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和8年9月17日（木）以降	・ 発注課より入札情報システムにて回答する。
入札書等の提出期限	令和8年9月18日（金） 午前8時30分から 令和8年9月29日（火） 午後5時まで	・ 電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入 札書の提出期限	令和8年10月1日（木） 午後3時まで	・ 電子入札システムにより提出すること。
入札開札日時・場所	令和8年10月1日（木） 午前8時30分から	・ 佐久市役所 7階 702会議室
落札者の決定等	・ 最低制限価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならない。 ・ 失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・ 予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・ 落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・ 審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・ 落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日（閉庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。 ・ 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。	

入札参加資格確認申請書提出について (落札候補者)	- 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 「配置技術者決定届(様式第3号)」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧」(様式第6号)及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書(写し)」* 契約金額(税込)が、4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。 - 落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 - 入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所: 佐久市企画部契約課(本庁4階)
入札結果の公表	入札情報システム、佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

入札事項	- 入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 - やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 - 落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 - 詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
低入札価格調査制度	適用なし
最低制限価格	適用あり 佐久市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要綱(平成21年告示第97号)による。
入札保証金	免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	佐久市工事の前金払に関する取扱規程(平成17年訓令第56号)の規定による。
中間前払金	佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程(平成20年訓令第14号)の規定による。
部分払金	佐久市財務規則第138条の規定による。
債務負担行為	適用なし
入札の無効	佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程(平成17年訓令第54号)別記入札心得第8条の規定による。

5 入札金額の内訳書について(法改正<R7.12.12付け>に伴う内訳書記載内容の変更)

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第8条9項の取扱いとし「入札の無効(失格)」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

- ・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
- ・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

7 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267－62－3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市社会教育部スポーツ課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267－62－4004（直通）

佐久市公告第 2 2 1 号

一般競争入札（インターネット公有財産売却）の執行について

インターネットを利用した公有財産売却システムによる一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 1 7 年規則第 3 9 号）第 1 0 5 条の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 9 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札に付する物件

物件 番号	物件	物件の概要	予定価格	入札保証金
1	三菱 マイクロバス	三菱 初年度登録年月：平成 6 年 7 月 型式：U－M J 6 2 8 F	660,000 円	33,000 円

2 入札について

紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「KSI 官公庁オークション」という。）を利用する。

3 入札者の参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、公有財産売却に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項又は第 2 項各号に該当する者
- (2) 自己又は自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員に該当する者のほか、次に掲げる者
 - ア 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - イ 暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ウ 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (3) 日本語を完全に理解できない者
- (4) 佐久市が定める本ガイドライン及び KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者
- (5) 公有財産の買受について一定の資格その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有していない者

4 一般競争入札の参加申込等に関する事項

一般競争入札に参加しようとする者は、KSI 官公庁オークションの画面上での参加仮申込など一連の手続を行うこと。

参加申込み（本申込み）は、仮申込み手続を完了した後、令和8年10月7日（水）までに所定の申込書により佐久市役所契約課用度係に一般競争入札の参加を申し込むとともに、佐久市が定めた入札保証金を納付すること。

5 契約条項等に関する問合せ先及び期間

- (1) 問い合わせ先 佐久市役所契約課用度係
- (2) 問い合わせ期間 令和8年9月9日（水）午後1時から
令和8年9月28日（月）午後5時まで

6 入札参加説明書（佐久市インターネット公有財産売却ガイドライン）を交付する場所及び期間

5の（1）及び（2）に同じ。

7 下見会の開催

- (1) 事前に連絡のあった希望者に対し開催する。
- (2) 下見会において、公有財産の確認をしない場合は、KSI 官公庁オークション佐久市サイトに掲載している物件の写真や情報などを承知したものとみなす。

8 一般競争入札を行う場所及び期間等

- (1) 場所 KSI 官公庁オークション上
- (2) 期間 令和8年10月13日（火）午後1時から
令和8年10月21日（水）午後1時まで
- (3) 開札 令和8年10月21日（水）午後1時から

9 入札の方法

- (1) KSI 官公庁オークション上で入札価格を登録する。なお、この登録は一度しか行うことができず、入札する者の都合による取消しや変更はできない。
- (2) 郵便等による入札書の提出は認めない。

10 開札及び落札者の決定

- (1) 入札期間終了後、佐久市は、開札を行い、物件ごとに予定価格（最低売却価格）以上であり、かつ、最高価格である入札金額を売却決定金額とし、その入札金額で入札した者を落札者とする。
- (2) 最高価格で入札した者が複数いる場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。
- (3) 物件ごとに落札者の ログイン ID 及び売却決定金額を KSI 官公庁オークション上に公開する。

11 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、佐久市が定めた入札保証金を指定された納付方法（入札に参加しようとする者名義のクレジットカードによる納付）により納付しなければならない。
- (2) 落札者の納付した入札保証金は、本人の申出により契約保証金に充当することができる。
- (3) クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合は、引落しを行わない。
- (4) 落札者が佐久市が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を

無効とし、入札保証金は佐久市に帰属する。

1 2 契約の締結

落札者は、令和8年10月26日（月）までに契約を締結しなければならない。

1 3 売払代金の納付

（1）契約を締結した者は、令和8年11月4日（水）午後2時30分までに佐久市が指定する口座への振込により当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。

（2）売払代金は、売払決定金額から契約保証金を差し引いた金額とする。

1 4 入札の無効

入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札参加説明書（佐久市インターネット公有財産売却ガイドライン）に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

1 5 その他

（1）売却財産は経年劣化やキズ、不具合箇所が多数あり、充分理解した上で入札すること。また、佐久市は瑕疵担保責任を負わない。

（2）契約締結後に、佐久市の責に帰することができない事由により滅失及び毀損等が生じた場合は、佐久市に対して契約の解除及び売却代金の減額を請求することはできない。

1 6 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

（1）名称 佐久市役所 企画部 契約課 用度係

（2）所在地 〒385-8501 長野県佐久市中込3056番地

（3）電話番号 0267-62-2111（内線447）

（4）ファックス 0267-62-2321

事後審査型一般競争入札の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 2 0 年告示第 6 8 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 1 7 年規則第 3 9 号）第 1 0 5 条の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 9 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象業務

業 務 名 （ 発 注 課 ）	令和 8 年度 国補道路メンテナンス事業 橋梁定期点検業務 （ 建設部 土木課 ）
業 務 場 所	佐久市 一円（市道橋 7 0 橋）
業 務 概 要	橋梁定期点検業務実施箇所 N = 7 0 箇所
履 行 期 間	契約日から令和 9 年 3 月 12 日まで

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 20 年告示第 68 号）第 4 条の規定に基づき、上記業務の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設コンサルタント等の業務入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されている者で、次に掲げる①から⑥までの要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していないこと。
- ② 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当していないこと。
- ③ 有資格者名簿の建設コンサルタント業務の「鋼構造及びコンクリート」部門に登録があり、国の建設コンサルタント登録規定に基づく登録があること。
- ④ 有資格者名簿において、市内に本店又は支店・営業所等として登録されており、常駐の技術職員が配置されていること。
- ⑤ 本業務の管理技術者として、入札参加申請日以前 3 カ月以上の恒常的な雇用関係のある特記仕様書に示す技術職員を配置できること。
- ⑥ 過去 5 年間（令和 3 年 4 月 1 日から公告日前日までの間）に完了した公共機関等から発注された同種の業務を 1 件以上履行した実績を有すること。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年9月9日（水）から 入札日まで	・市ホームページへの掲載、佐久市建設部土木課 (南棟1階)
入札参加申請受付	令和8年9月9日（水）から 令和8年9月11日（金）まで (最終日は午後5時15分まで)	・提出書類 (1)「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式 第1号）」原本・副本 各1部 (2)「入札参加資格要件⑥に示す履行実績を証する書 類」1部 ※事前に発注課（建設部 土木課）の確認印を 受領した上、参加申請すること。 ・佐久市建設部土木課(南棟1階)へ持参により提出 のこと（郵送不可）。
設計図書等 の入手	令和8年9月9日（水）から 入札日まで	・市ホームページよりダウンロードすること。
設計図書等に関する 質問受付	令和8年9月9日（水）から 令和8年9月11日（金）まで (最終日は午後5時15分まで)	・質問書様式は市ホームページからダウンロード すること（質問内容がわかるように具体的に記 載すること。）。 ・発注課（建設部 土木課）へ持参。
質問回答の期日・方法	令和8年9月16日（水）以降	・発注課より市ホームページにて回答する。
入札開札日時・場所	令和8年9月24日（木） 午前10時30分から（郵送不可）	・佐久市役所 7階701会議室
落札者の決定等	・予定価格の制限の範囲内で、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日(閉庁日の場合はその翌日)以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し電子メールの方法により連絡する。 ・入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格審査結果通知書（様式第4号）により通知する。 ・入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(閉庁日の場合はその翌日)以内に、市に対して競争入札参加資格がないとされた理由説明請求書（様式第5号）により、その理由について説明を求めることができる。説明を求められた者に対しては、書面を受理した日の翌日から起算して10日(閉庁日の場合はその翌日)以内に書面により回答するものとする。	
入札参加資格確認 申請書提出について (落札候補者)	・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書（様式第2号）」 「建設コンサルタント登録通知書」 「技術者届」 「技術者等経歴書」 「管理技術者の資格を証する書類」 「管理技術者の雇用関係を証する書類」 及び市が指定したものとする。 ・落札候補者として決定された日の翌日（閉庁日の場合はその翌日）までに持参により提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 ・入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所：佐久市建設部土木課（南棟1階）	
入札結果の公表	佐久市企画部契約課（本庁4階）において閲覧にて公表する。	

4 入札事項等

入 札 事 項	・入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。 ・落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ・入札時には金抜設計書に見積った金額等を記入の上、持参すること（必要に応じ提出を求める場合もある。）。 ・代理人が入札書を提出する場合は、併せて委任状を提出すること。なお、全ての応札者は本人であることが確認できるものを持参し、受付に提示すること。
低入札価格調査制度	・適用なし
最 低 制 限 価 格	・適用なし
入 札 保 証 金	・免除 （ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。）
契 約 保 証 金	・契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前 払 金	・適用なし
中 間 前 払 金	・適用なし
部 分 払 金	・佐久市財務規則第138条の規定による。
債 務 負 担 行 為	・適用なし
入 札 の 無 効	・佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程（平成17年訓令第54号）別記入札心得第8条の規定による。

5 その他の事項

- ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
- ・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

6 担当部課（問合せ先）

公 告 及 び 業 務 の 内 容	佐久市建設部土木課 （佐久市中込 3056 南棟 1 階） TEL. 0267-62-3298（直通）
----------------------	--